

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業 業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1. 目的

本要項は、仙台市が実施する仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業業務を受託する事業者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2. 業務の名称及び概要

(1) 業務委託件名

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業

(2) 業務の内容

別紙「仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(4) 業務委託提案上限額

29,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※上記(3)の契約期間中の合計額。

3. 参加要件

当該事業を的確に遂行する能力を有する民間企業、NPO法人、その他の法人で、次の要件を全て満たしていることを要件とする。

- (1) 本要領5(1)アに掲げる提出期限内に、仙台市の「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」第2条第1項の規定による指名停止を受けている者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年10月31日市長決裁)別表に掲げる要件に該当するものでないこと。
- (4) 仙台市税(又は、現在の主たる事業所所在市町村税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

4. 質問及び回答

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加承諾書、企画提案書等の作成及び提出に関する事項並びに業務実施に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案内容に係る質問は一切受け付けない。また、電話及びファックスでの質疑応答は行わない。

(2) 質問及び回答の方法

- ア 様式 質問書(様式1)を使用すること。
- イ 提出先 本要領12に掲げる担当課
- ウ 提出方法 電子メールで提出すること。

エ 提出期限 令和3年2月15日（月） 午後5時00分まで

オ 質問に対する回答方法

質問に対する回答は、令和3年2月19日（金）中に仙台市ホームページに掲載する。

5. 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び提出方法

下記により書類を提出すること。

ア 提出期限 令和3年3月11日（木）午後5時00分

イ 提出先 本要領12に掲げる担当課

ウ 提出方法 持参又は送付（共に提出期間内必着）

エ 提出書類

- ・参加表明書（様式2）
- ・企画提案書（様式3）…6部
- ・経費概算見積書…6部
- ・提案者の概要がわかる資料（会社概要等）…1部
- ・仙台市税（又は、現在の主たる事業所所在市町村税）、消費税及び地方消費税の納税（非課税）証明書…1部
- ・暴力団排除に係る誓約書（様式4）…1部
- ・定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は運営規約等）の写し…1部
- ・履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）…1部
- ・共同体に関する提出書類（様式5-1～5-3）…6部

(2) 企画提案の内容

企画提案書は、以下の項目について簡潔に記載すること。

なお、企画提案書の記載内容及びヒアリングにより、参加者の提案力や業務理解度を判断するが、本プロポーザルによる受託候補者の提案内容をすべて実施することを保証するものではない。また、提案内容については、業務委託提案上限額の範囲内において実施可能な業務を記載すること。

ア 業務の実施方針

イ 業務の実施体制（人員や各業務における構成員の役割など。配置予定者の業務経験等（資格、関連する業務経験等）も加味し作成すること。）

ウ 業務実施内容及び提案

仕様書に挙げた各業務について、具体的な手法とそれにより期待される効果を記載すること。また、独自の提案があれば記載すること。

6. 企画提案書等審査

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業業務委託プロポーザル審査委員会において、本要項「7. 評価項目および配点」に基づき書面審査及びヒアリングを行い、企画提案書等の内容について評価する。

なお、ヒアリングの時間は1者あたり30分以内とする。使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできない。プロジェクトや

PC等は使用不可とする。なお、オンライン会議システムを使用したヒアリングとなる場合がある。詳細日時等は別途通知する。

- ・実施日時 令和3年3月18日(木)
- ・実施場所 仙台市役所上杉分庁舎7F 子供未来局第1会議室

7. 評価項目および配点

評価項目及び配点は、次表に掲げるとおりとする。

評価対象	評価項目	配点
企画提案書等	業務実績等	10
	業務実施方針及び体制	30
	業務実施内容	30
	企画提案内容	20
	経費積算内容の妥当性	10
総合評価点		100

8. 受託候補者の選定

(1) 選定方法

仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア事業業務委託プロポーザル審査委員会において審査し、全委員の評価点の合計が満点(100点×審査委員数)の6割以上の者で、評価点の合計が最も高く優れていると認められる者を受託候補者として選定する。評価点の合計が最も高い者が複数いる場合は、本要項7に示す評価項目のうち「業務実施内容」の合計が最も高い者を受託候補者とする。

(2) 受託候補者の決定通知

受託候補者として選定した者及び選定しなかった者に対し結果通知書により通知するものとする。

9. 企画提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。なお、受託候補者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行う。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に害する行為があった場合
- (4) 本要領3に示す参加要件を欠くことになった場合

10. 契約

受託候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。

- ア 契約保証金 免除
- イ 概算払い 可

11. その他

- (1) 企画提案書等の作成，提出，ヒアリング参加等に要する費用は，全て事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は，返却しない。
- (3) 提出された書類等は，事業者に無断で本プロポーザル業務以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は，審査及び説明のため，写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出期限を過ぎた後は，提出書類等の差替え等は一切認めない。
- (6) 参加表明書を提出した後に辞退する場合には，辞退届を提出すること。
- (7) 評価結果等についての電話等での問合せには応じない。
- (8) 本プロポーザルの実施スケジュールは下表のとおり。

実施内容	実施時期
質問提出期限	令和3年2月15日
質問回答日	令和3年2月19日
参加表明書・企画提案書等提出期間	令和3年2月20日～3月11日
選考審査会（ヒアリング）	令和3年3月18日
結果通知	令和3年3月中旬
契約締結	令和3年3月下旬

12. 担当課

仙台市子供未来局子供育成部子供家庭支援課

〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-12 上杉分庁舎 8F

TEL：022-214-8180 FAX：022-214-8610

E-mail：kod006040@city.sendai.jp